

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更に係る事業計画を，土地区画整理法第55条第13項の規定において準用する同条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので，土地区画整理法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお，当事業計画のうち，都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は平成25年8月8日までに意見書を提出することができます。

平成25年7月8日

京都市長 門川 大作

- 1 縦覧期間 平成25年7月12日から同年7月25日まで
- 2 縦覧時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- 3 縦覧場所 京都市中京区堺町通御池下る丸木材木町670番地1吉岡御池ビル3階
京都市建設局都市整備部整備推進課

（建設局都市整備部整備推進課）